

相応のコストが必要となるため、報酬決定機関（裁判所）においては、この評価を可能な限り簡略化（できれば省略）した形で、報酬額の算定を可能にする方法がないものか模索されることになる。

この点につき、後見人の業務量は本人の管理対象財産額に比例するという想定を置いた上で、この財産額を、後見人の業務量の代わりに報酬算定基準として用いる方法が考えられる。現在、裁判所は、主にこの方法を用いて報酬額の算定を行っていると言われていたが、果たしてこのような想定は現実に妥当しているのであろうか。もしこの想定が現実に妥当していない場合、現行の報酬決定システムは何の客観的根拠にも基づかない非合理的な決定が行われていることになる。以下、計量的分析を行うことによって、この点の真偽について明らかにしたい。

16.2.2. 本人の保有資産額と財産管理の業務量との関係

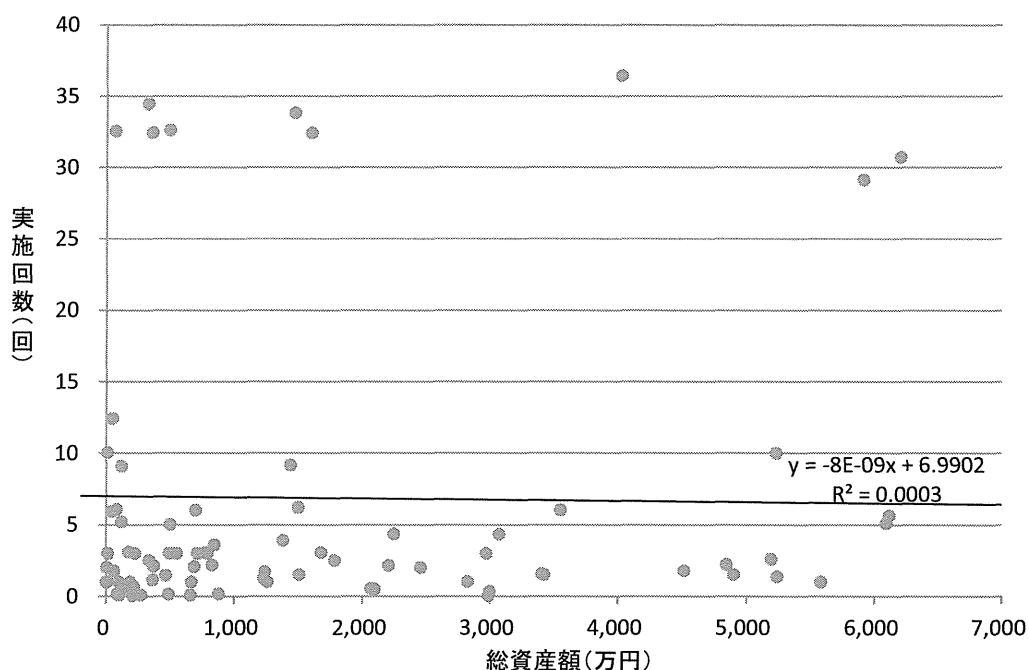
[表16-1] 相関分析(本人の資産総額と財産管理の業務量との関係)

	資産総額との相関係数	n
財産管理の実施回数	-.016	83
財産管理の実施時間	.086	72
財産管理の取扱金額	.055	70

ここでは、本人の保有財産と後見人による業務量（特に、本人の保有財産と関連が深いと考えられる財産管理業務）の関係について分析を行う。

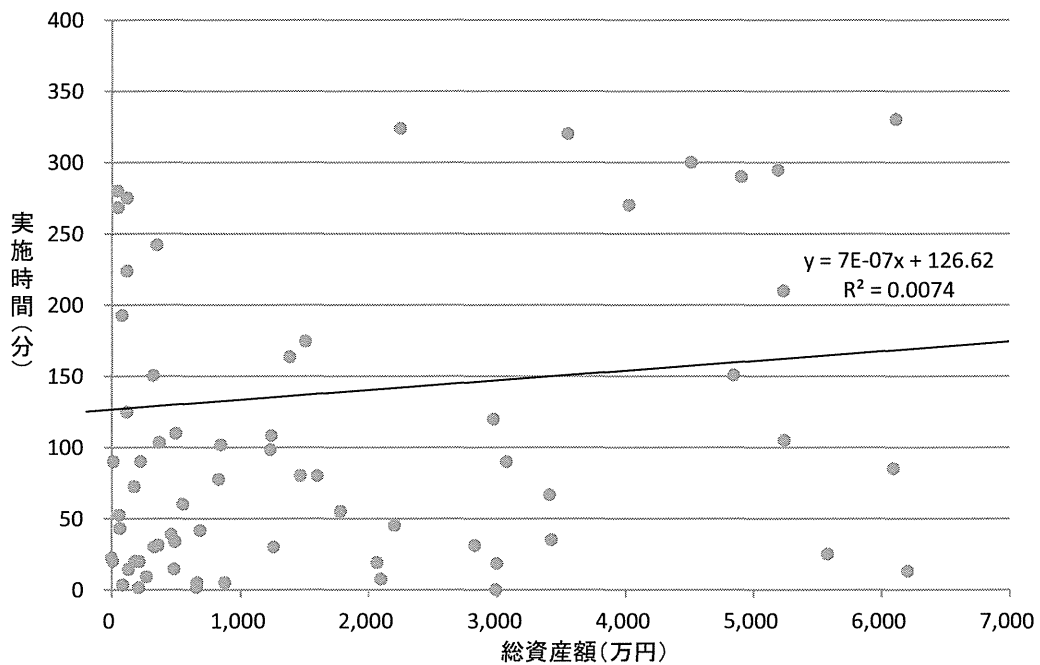
表16-1は、本人の資産総額と、後見人による財産管理の業務量との間の関係について、相関分析を行った結果を示している。また図16-2、図16-3、図16-4は、本人の資産総額と、後見人が1ヵ月あたりに行う財産管理の業務量（実施回数、実施時間、取扱金額）との間の関係を、それぞれ散布図で表したものである。

[図16-2] 本人の総資産額と財産管理の実施回数の関係

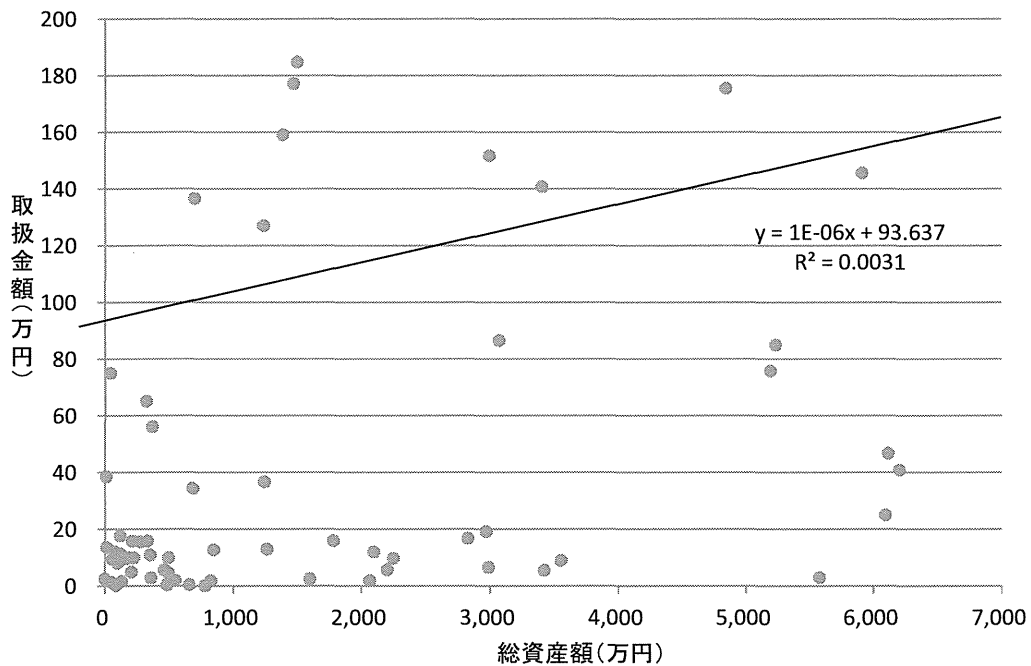


これらの分析の結果、本人の保有資産額と、後見人による財産管理の業務量との間には（実施回数、実施時間、取扱金額のいずれの間においても）、統計的に有意な相関関係は見出されなかった。

[図16-3] 本人の総資産額と財産管理の実施時間の関係



[図16-4] 本人の総資産額と財産管理の取扱金額の関係



つまり、本人の保有資産額は、それを管理する後見人の業務量には何ら影響を与えないということである。

この分析により、本人の保有資産額と、後見人の業務量との間には、何の関係もないということが統計的に証明された。これにより、現在、裁判所が採用しているとされる想定（本人の保有資産額が多いほど、後見人の業務量も多くなるという想定）は、現実には何ら客観的根拠を有しないことが判明した。そうだとすれば、現行の報酬決定システムは、何ら客観的根拠に基づかない非合理的な

算定が行われていることになり、非常に問題をはらんだ状況であるといえよう。

16.3. 後見業務とその評価の関係に関する分析

16.3.1. 分析の枠組み

続いて、後見人が実施する後見業務の内容と、その後見サービスの受容者（本人ならびにその周囲の人）による後見業務に対する評価との間の相互関係に関する分析（分析 2）を行う。

既述の通り、合理的な報酬決定システムを構築するためには、後見業務に対する客観的評価を実施することが必須となる。より高い評価を得た後見人には、それに応じた高い報酬を付与し、逆に低い評価しか得られなかった後見人には、それ相応の低い報酬を付与することが、客観的で公平な決定システムということができよう。

では、後見サービスの受容者である本人（さらにはその周囲の人々）は、いったいどのような後見活動に対してより高い評価を与えているのであろうか。

この後見サービス受容者による業務評価については、これまで実態調査が行われたことはほとんどなく、まして、その評価と業務内容との関係に関する実証研究は、管見にしていまだ行われていないはずである。このような中、本研究では、本人やその周囲の人々に対して、後見人への業務評価に関する調査を行ったうえで、後見業務とその評価との間の相互関係に関する計量的な分析を行った。

本分析で扱う業務評価に関する変数は、本人（症状が軽度ならびに重度の人）、本人の周囲の人、後見人等、の 4 者によってそれぞれ行われた後見人の業務に対する評価（複数の質問項目に対する回答を平均化したもの）である。この業務評価については、本人による評価を「本人評価」（顧客満足度等に相当）、周囲の人による評価を「第三者評価」、後見人等による評価を「自己評価」と捉えることができよう。

また、後見人の業務に関する変数としては、後見人による本人との面会状況、ならびに財産管理と身上監護の実施状況に関するデータを用いた。

16.3.2. 本人等による業務評価間の相互関係

まず本分析を始める前提として、本人等（本人〔軽度〕、本人〔重度〕、本人の周囲の人、後見人等の 4 者）による業務評価の相互関係（本人等によってそれぞれなされた業務評価は、相互にどのような関係が成立しているのか）について分析をしておきたい。

表 16-2 は、本人等による業務評価の相互関係について、相関分析を行った結果を示している。

また図 16-5、図 16-6 は、本人等による業務評価の相互関係を、それぞれ散布図で表したものである。

これらの分析結果をまとめると、次の 4 点を指摘することができる。

第一に、本人等によってなされた業務評価は、それぞれ相互に無関係なのではなく、一定の相関関係が成立している。

第二に、本人（軽度）および本人（重度）による業務評価については、いずれも後見サービスの受容者（顧客）としての立場からの評価であるが、意外にもこの両者の間には相関関係は成立して

いない。症状が軽度な人と重度な人とでは、後見人（およびその仕事ぶり）に対する印象や捉え方が相互に異なったものになるのであろう。

第三に、本人による業務評価と周囲の人による業務評価との間には、相関関係が成立している。後見サービスを受ける当事者と、その周囲の第三者とでは、後見人の仕事ぶりに対する見方は同じようなものになる傾向にある。

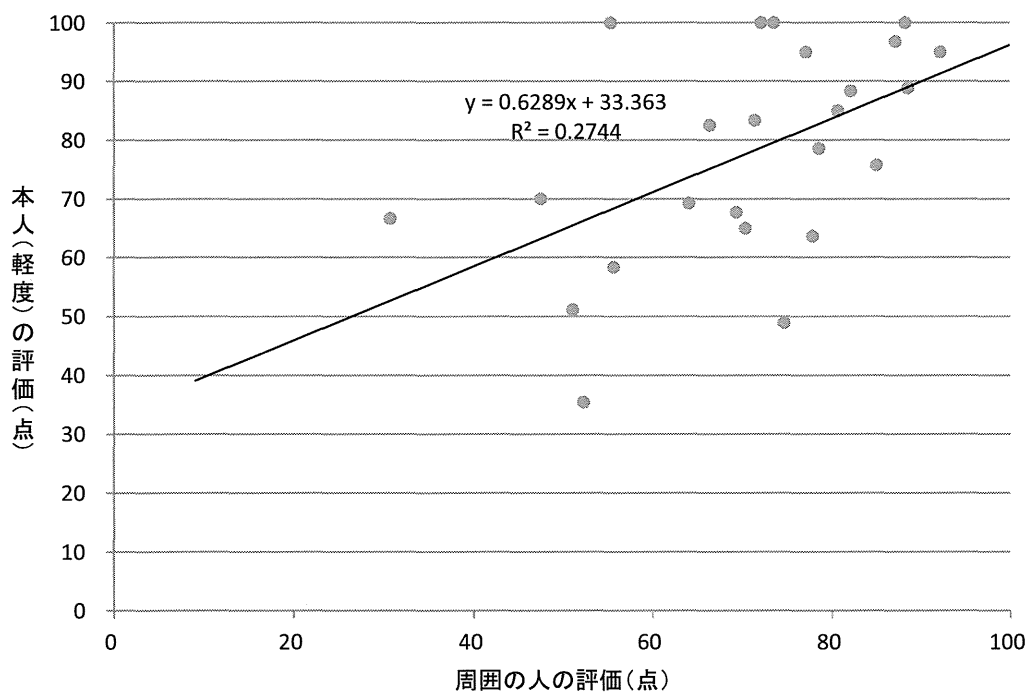
第四に、本人および周囲の人による業務評価と、後見人等による自己評価との間にも、相関関係が成立している。後見人の仕事ぶりについて、後見サービスの提供者と受容者という正反対の立場の間では、その評価が相互に異なったものになることも予想されたが、実際には両者の評価は似通っ

[表16-2] 相関分析(本人等による業務評価の相互関係)

	業務評価 (本人[軽度])	業務評価 (本人[重度])	業務評価 (周囲の人)	業務評価 (後見人等)
業務評価 (本人[軽度])	1			
業務評価 (本人[重度])	.427	1		
業務評価 (周囲の人)	.524**	.485*	1	
業務評価 (後見人等)	.682**	.558**	.411**	1

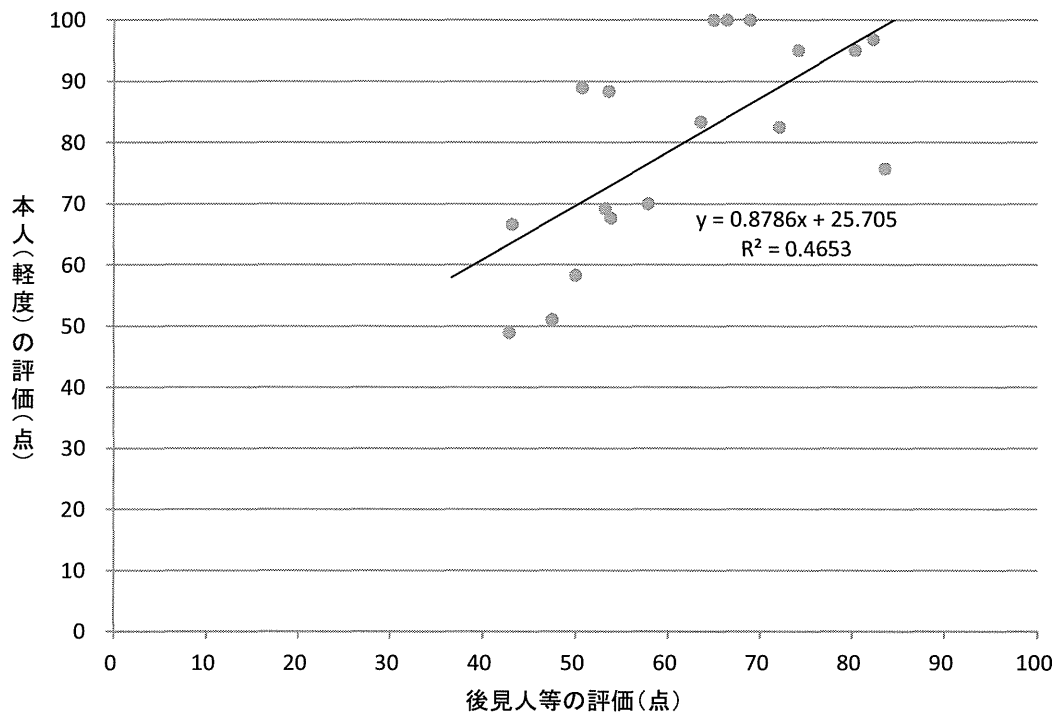
* p < .05, ** p < .01

[図16-5] 業務評価(周囲の人)と業務評価(本人[軽度])の関係



た内容となる傾向にあることが分かった。

[図16-6] 業務評価(後見人等)と業務評価(本人[軽度])の関係



16.3.3. 財産管理および身上監護と業務評価との関係

次に、後見人によって実施される財産管理および身上監護の実施時間（1ヵ月あたり）と、本人等による業務評価との間の関係について分析する。

[表16-3] 相関分析(財産管理の実施時間と業務評価との関係)

	財産管理実施時間との相関係数	n
業務評価(本人[軽度])	.054	19
業務評価(本人[重度])	.197	21
業務評価(周囲の人)	-.053	37

による業務評価との間の関係について分析する。

表16-3と表16-4は、財産管理および身上監護の実施時間と業務評価との間の関係について、相関分析を行った結果を示している。

また図16-7～図16-12は、後見人による財産管理ならびに身上監護の実施時間と、本人等による業務評価との間の関係を、それぞれ散布図で表したものである。

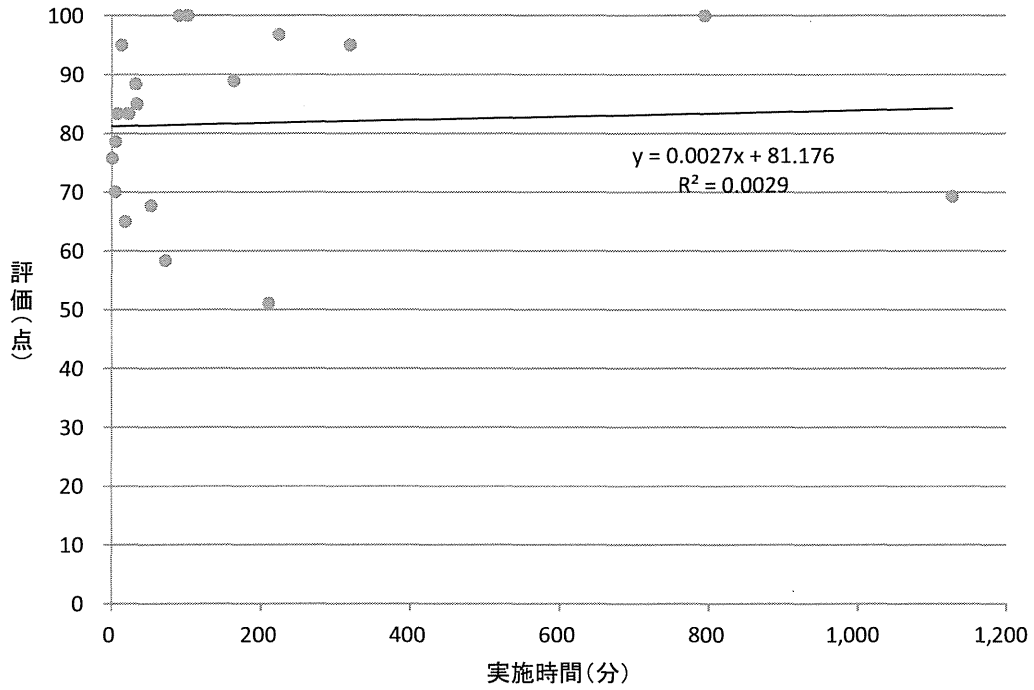
[表16-4] 相関分析(身上監護の実施時間と業務評価との関係)

	身上監護実施時間との相関係数	n
業務評価(本人[軽度])	.593*	17
業務評価(本人[重度])	.632**	20
業務評価(周囲の人)	.426*	35

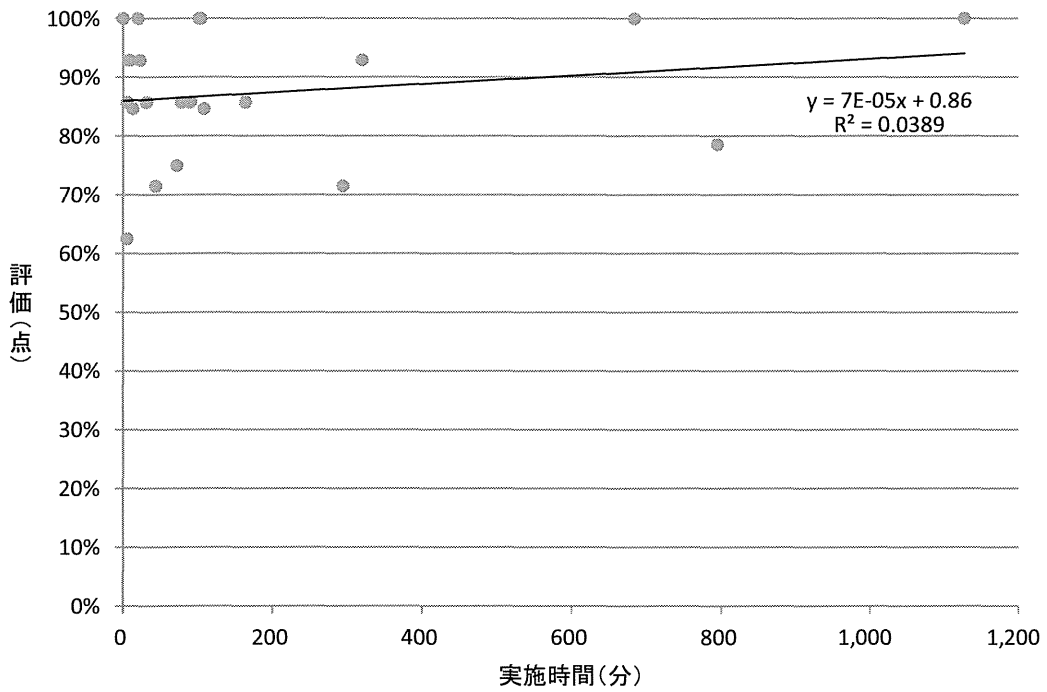
そしてこれらの分析結果から、後見人による財産管理の実施時間と、本人等による業務評価との間には、本人（軽度・重度）、周囲の人の3者すべてにおいて、統計的に有意な相関関係は成立しておらず、他方、身上監護の実施時間と業務評価との間には、本人等の3者すべてにおいて、統計的に有意な相関関係が成立していることが分かった。つまり、本人の身上監護を熱心に行う後見人ほど、本人等による評価は高くなるが、その一方で、本人の財産管理をいくら熱心に行っても、後見人に対する評価は高くない、ということである。

* p < .05, ** p < .01

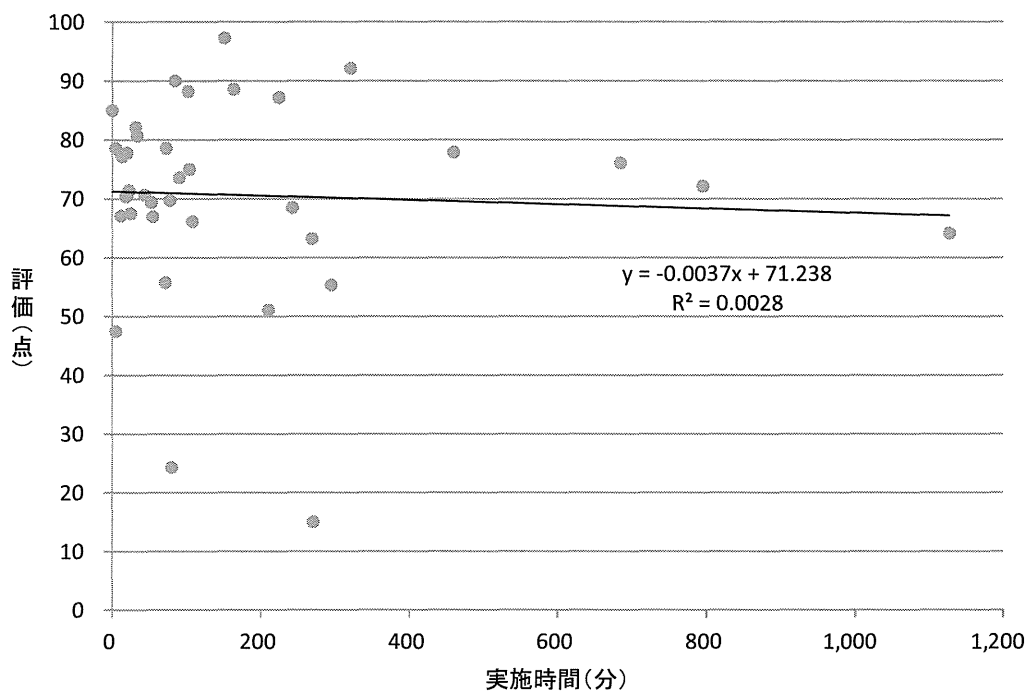
[図16-7] 財産管理の実施時間と業務評価(本人[軽度])の関係



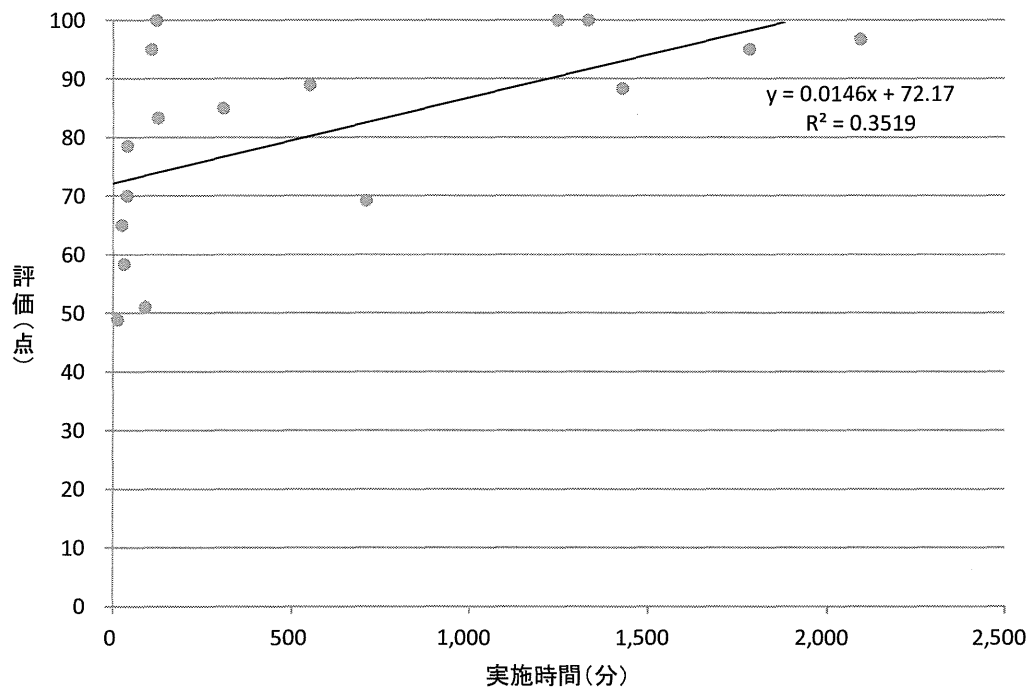
[図16-8] 財産管理の実施時間と業務評価(本人[重度])の関係



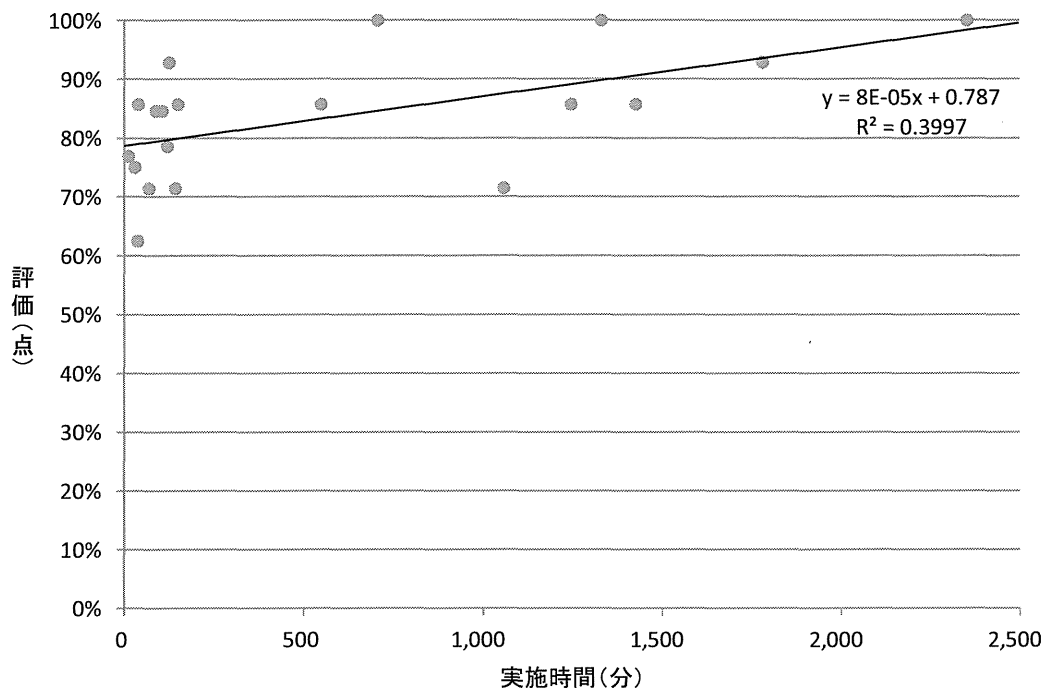
[図16-9] 財産管理の実施時間と業務評価(周囲の人)の関係



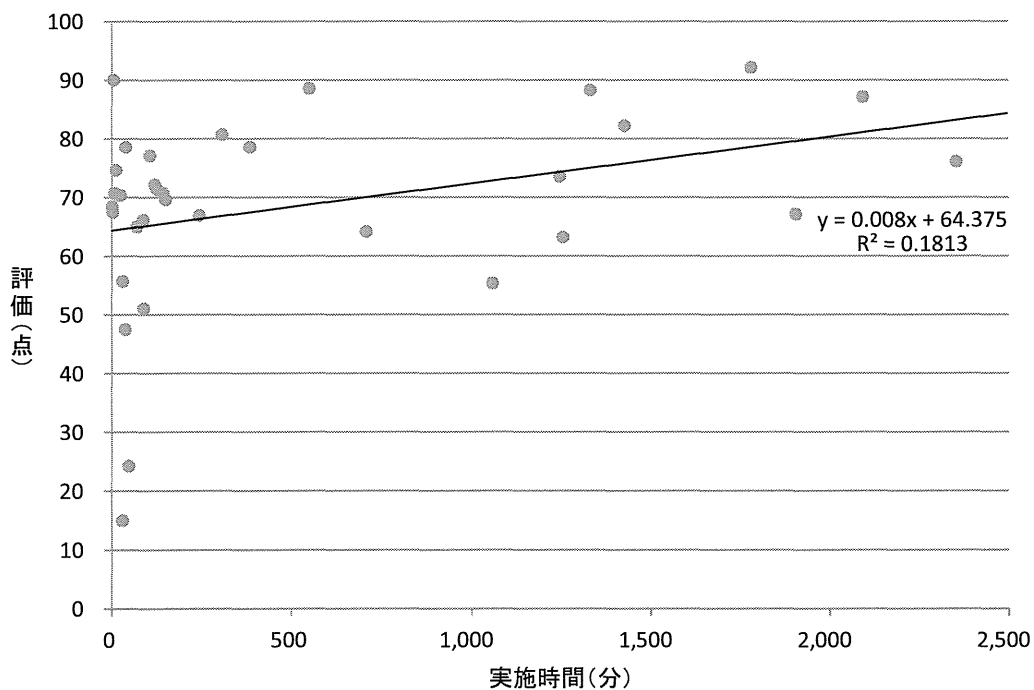
[図16-10] 身上監護の実施時間と業務評価(本人[軽度])の関係



[図16-11] 身上監護の実施時間と業務評価(本人[重度])の関係



[図16-12] 身上監護の実施時間と業務評価(周囲の人)の関係



16.3.4. 本人との面会状況と業務評価との関係

上記の分析結果から、後見人による身上監護活動と、それに対する評価との間には相関関係があることが明らかになった。これを受けて、身上監護と評価との間の関係をより詳しく調べるために、後見人による本人との面会状況と、本人等による業務評価との間の関係について分析を行う。

後見において、本人の身上監護は、財産管理と並んで非常に重要な業務として位置づけられている。後見人等は、法律（民法 858 条）によって本人の身上配慮義務が課せられていることから、後見人は本人の財産管理だけで十分とするのではなく、常に本人の心身の状態や生活の状況にも配慮した活動を行うことが求められている。

この点、一般に本人の身上監護を十分に行うためには、後見人等が本人に直接会って、相当の時間を費やしながらか本人と接することが必要となる。本人に直接会わずに、またほとんど時間を使わずに、本人の身上監護を適切に行うことは極めて困難であろう。このような観点から、ここでは、身上監護の実施状況を表す代表的指標として、後見人等による本人との「面会回数」とその「面会時間」を主に用いることにする。

[表 16-5] 相関分析(本人との面会回数と業務評価との関係)

	面会回数との 相関係数	n
業務評価 (本人[軽度])	.610*	15
業務評価 (本人[重度])	.504*	18
業務評価 (周囲の人)	.440**	42

* p < .05, ** p < .01

表 16-5 は、本人との面会状況と業務評価との間の関係について、相関分析を行った結果を示している。また図 16-13 ~ 図 16-15 は、1 ヶ月あたりの本人との面会回数と、本人等による後見人に対する業務評価との間の関係を、それぞれ散布図で表したものである。

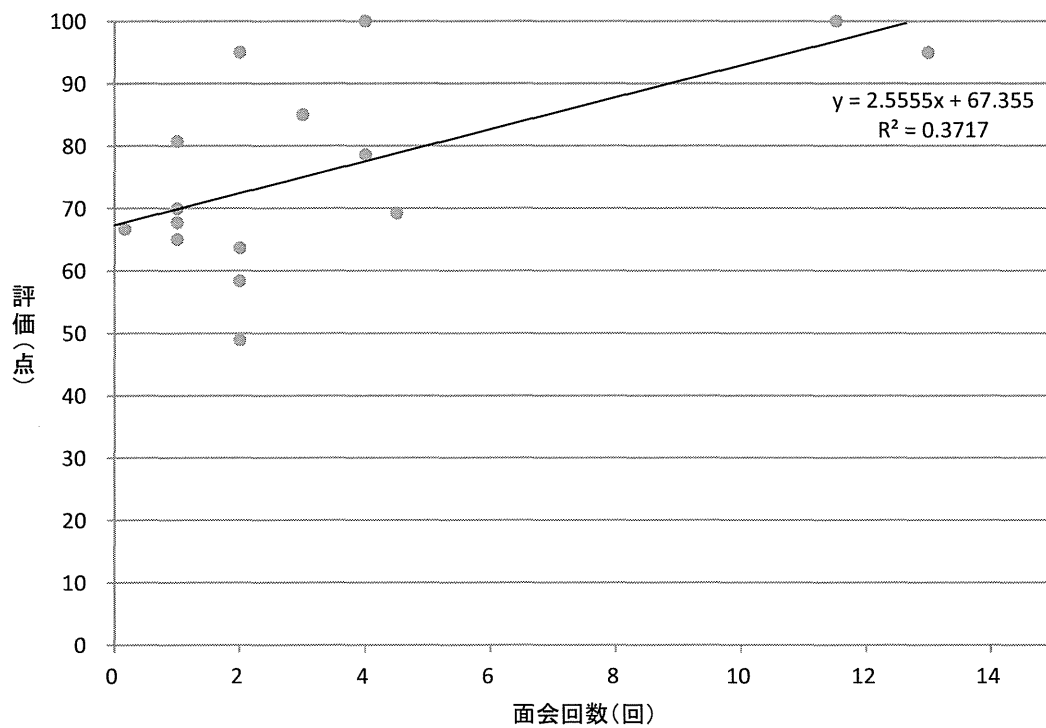
これらから明らかなように、本人との面会回数と業務評価との間には、本人（軽度）、本人（重度）、周囲の人の 3 者すべてについて、統計的に有意な相関関係が成立していた。つまり、本人に頻繁に会いに行く後見人ほど、本人等による評価は高くなる傾向にあるということである。

以上の分析結果を簡潔にまとめると、次の 2 点になる。

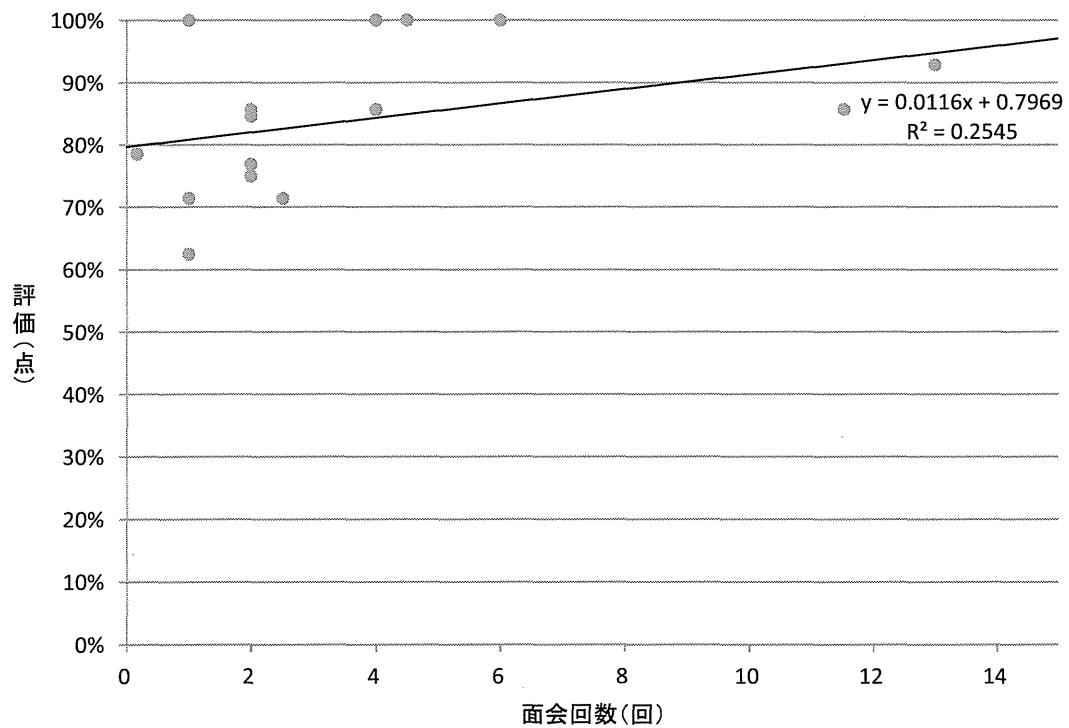
第一に、後見人の業務内容と、それに対する評価との間には一定の相関関係が成立している。

第二に、後見人のさまざまな業務の中でも、本人等の評価を有意に高めるのは財産管理ではなく身上監護活動である。

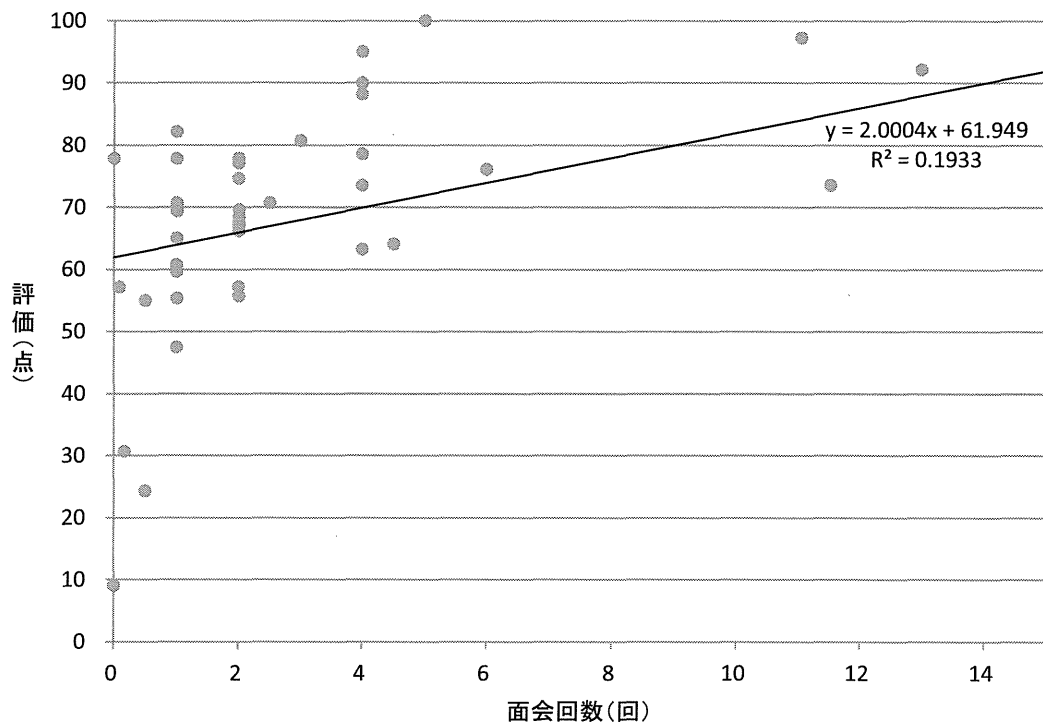
[図16-13] 1ヶ月あたりの面会回数と業務評価(本人[軽度])の関係



[図16-14] 1ヶ月あたりの面会回数と業務評価(本人[重度])の関係



[図16-15] 1ヶ月あたりの面会回数と業務評価(周囲の人)の関係



16.4. 業務評価と報酬の関係に関する分析

前節において、後見人が実施する後見業務とそれに対する評価との関係について分析し、その結果、後見人による身上監護活動は本人等の評価を高める傾向にある、ということが明らかになった。

それでは、このような本人等による評価の内容は、現行の報酬決定システムにどの程度反映されているのであろうか。もし、これらの業務評価が全く反映されていないというのであれば、現行のシステムには、客観性や公平性などの観点から、大いに問題があると言わざるを得ないだろう。

ここでは、本人の周囲の人および後見人等による業務評価と、後見報酬額との関係についての分析(分析3)を行う。(ただし、本人による業務評価については、サンプル数が僅少であったため、残念ながら分析は困難であった。)

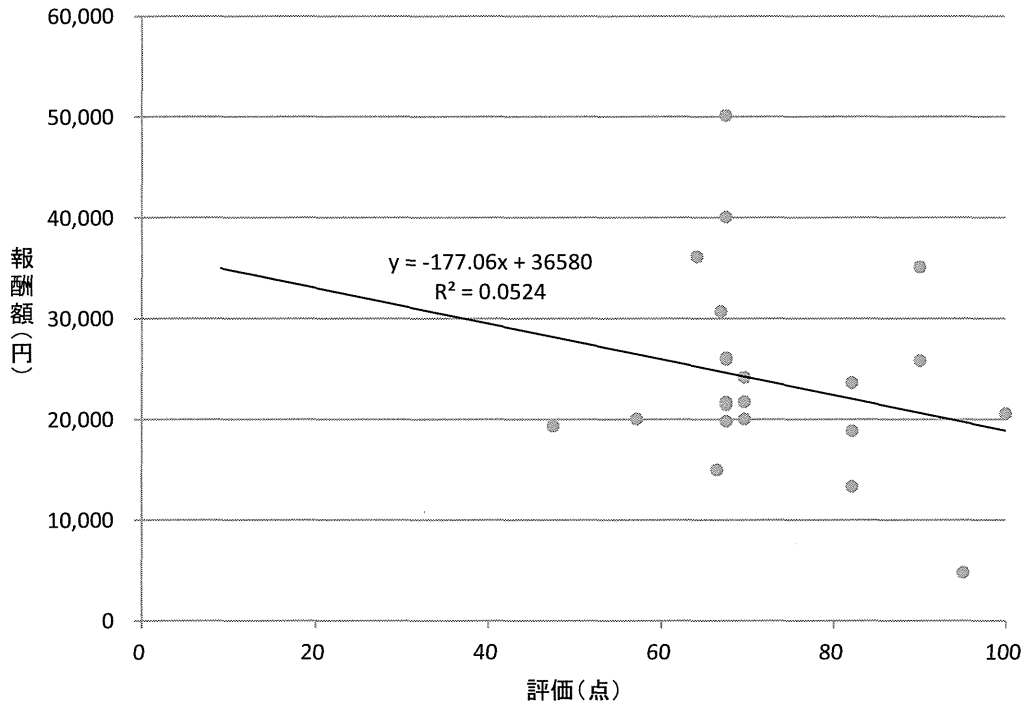
[表16-6] 相関分析(後見関係者による業務評価と後見報酬の関係)

	報酬額との相関係数	n
業務評価(周囲の人)	-0.229	25
業務評価(後見人等)	-0.382**	55

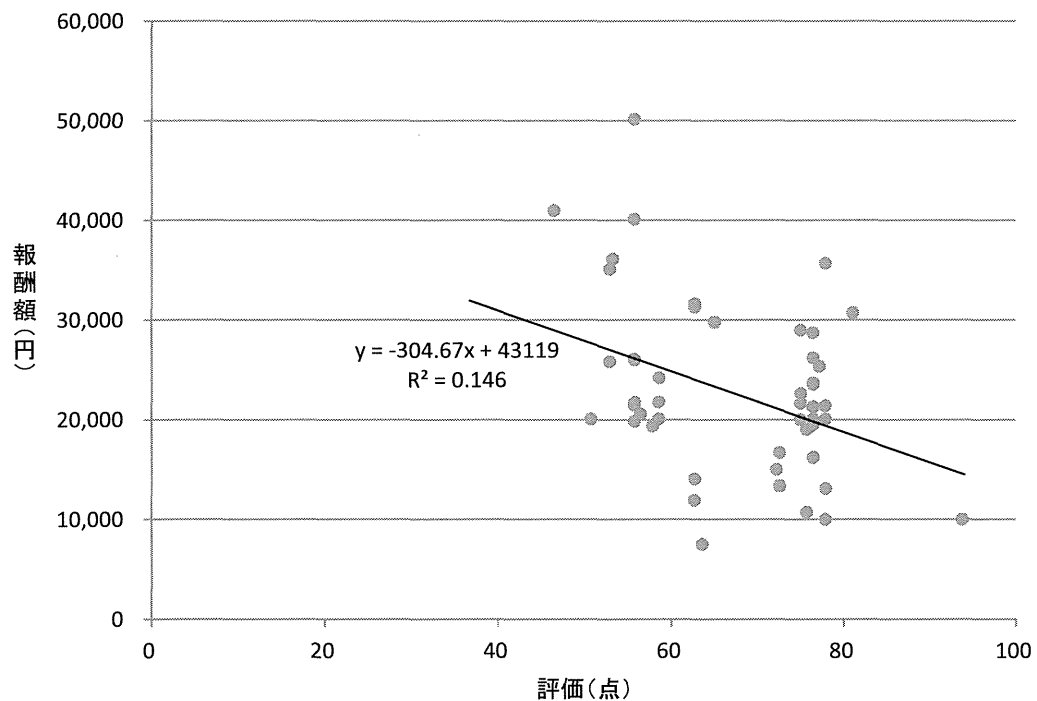
** p < .01

表16-6は、業務評価と後見報酬額との関係について、相関分析を行った結果を示している。また図16-16、図16-17は、周囲の人等による業務評価と後見報酬額との関係、それぞれ散布図で表したものである。

[図16-16] 業務評価(周囲の人)と報酬額の関係



[図16-17] 業務評価(後見人等)と報酬額の関係



これらの分析結果をまとめると、次の2点を指摘することができる。

第一に、後見関係者による業務評価と後見報酬額との間の相関係数はいずれも負の値を示している。このことから、一般に、業務評価と報酬額との間には比例ではなく反比例の関係（業務評価が高いほど、逆に報酬額が低くなる関係）が存在していることが示唆される。

第二に、本人の周囲の人による業務評価と後見報酬額との間には、有意な相関関係は成立していなかったが、後見人等による業務評価と報酬額の間には、正ではなく負の相関関係（業務評価が高

いほど、報酬額が低くなる関係)が成立していた。

以上の分析結果から、現行の報酬決定システムにおいては、後見サービスの関係者による業務評価はほとんど報酬額算定に反映されていない(むしろ結果的に、業務評価とは逆の算定が行われている可能性すらある)という結果が得られた。

このことはつまり、現行の報酬決定システムが、本来あるべき理念型としての仕組み(サービス受容者による評価を反映させた決定システム)をそなえていないことを意味している。

通常のサービスであれば、サービス受容者による評価が低いサービス供給者は、人々に次第に選好されなくなり、その結果、そのサービス価格(報酬額)は低減し、最終的にその供給者は市場において淘汰されていくであろう。だが後見の場合、サービス受容者である本人は判断能力が不十分なため、後見人(サービス供給者)に対する評価や選好等を表明することが難しく、その結果、本来低下していくはずの報酬額の水準はそのまま維持され、また本来市場で淘汰されるべき後見人もそのまま市場で生き残ることになってしまう。

このような意味で、本分析から示唆されるところによれば、現在の後見市場においては、後見報酬が本来あるべき水準より割高に支払われているケースが少なからず存在し、また本来市場から退場すべきサービスの質が低い後見人が少なからず存在している、ということが推察される。

それでは、現行の報酬決定システムが理念型としての合理的な仕組みによって機能していないとすれば、実際には一体どのような方法によって報酬額は決定されているのであろうか。以下では、この点についての検証を行う。

16.5. 後見業務と報酬の関係に関する分析

ここまでの分析において、現行の報酬決定システムは、必ずしも理念型としての合理的な仕組みで動いているわけではない、ということが明らかになった。では現行のシステムは、サービス受容者等による評価をほとんどまったく考慮することなく、一体何を根拠に報酬額を算定しているのであろうか。論理的に考えれば、その具体的方法として、大きくいって次の2つが考えられるであろう。

第一に、後見人が行った業務量をそのまま報酬額に反映させる方法である。だが業務量を正確に把握するためには、やはり客観的な評価を行う必要があるため、この場合の業務量とは、単に後見人の自己申告に基づく数値ということになる(したがって、この数値の客観性は全く担保されない)。

第二に、本人の管理対象財産額をそのまま報酬額に反映させる方法である。だがこの方法を妥当なものとするためには、その前提として、本人の管理対象財産額と、後見人の業務量との間に正の相関関係(管理対象財産額が増えるほど業務量も増えるという関係)が成立している必要がある。しかし既述の通り、この関係については先の分析において否定されている。

現行の報酬決定システムは、上記2つの方法のうちのいずれか(あるいは両方を組み合わせて)用いている可能性が高いと考えられる。以下では、これら2つの方法に関する検証を行いたい。

16.5.1. 後見業務と報酬額との関係

[表16-7] 相関分析(後見報酬と後見人等による業務量との関係)

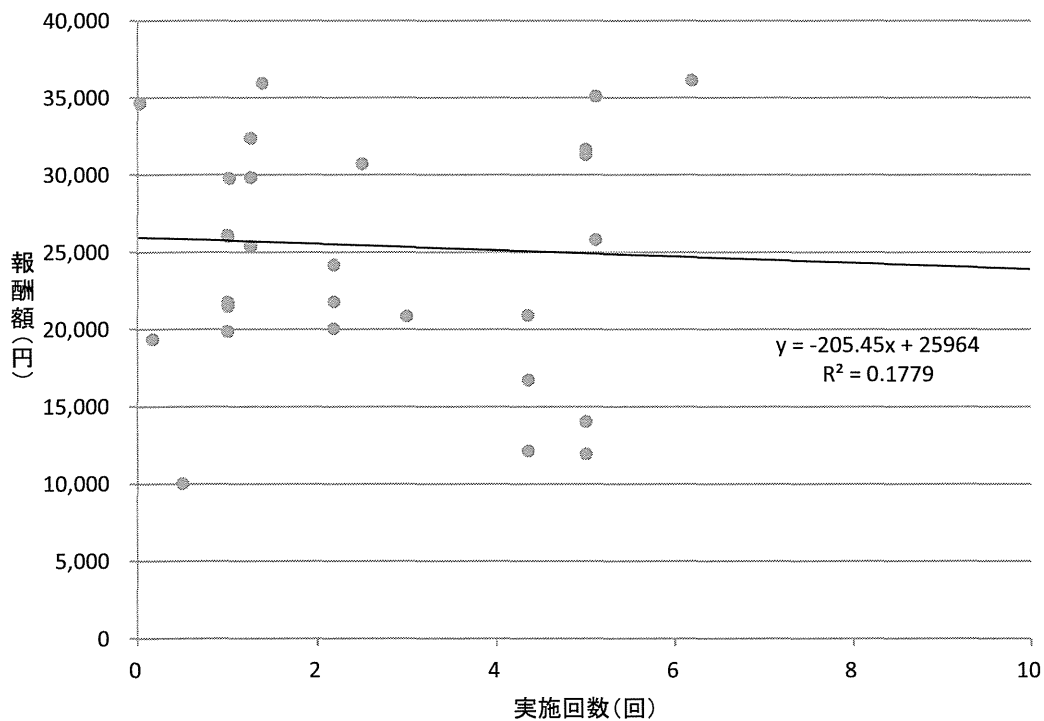
	後見報酬額との相関係数	n
財産管理の実施回数	-.422**	42
財産管理の実施時間	.049	39
財産管理の取扱金額	.228	37
身上監護の実施回数	-.192	42
身上監護の実施時間	-.232	39
身上監護の取扱金額	.154	23

** p < .01

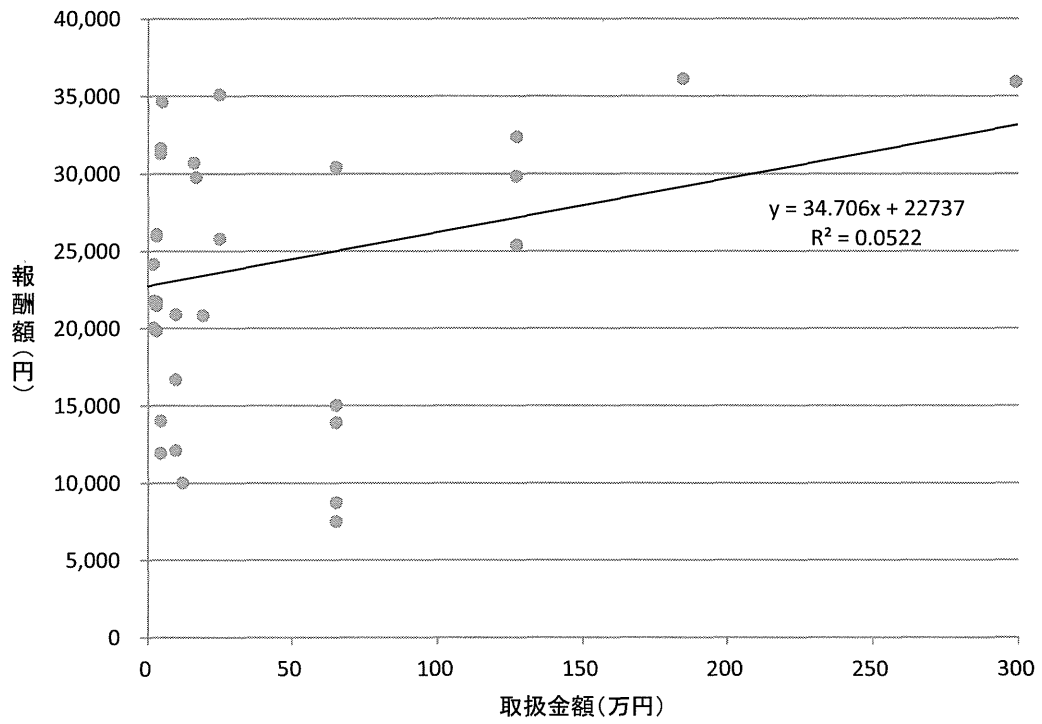
ここでは、後見業務と報酬の関係に関する分析(分析4)を行う。

表16-7は、後見報酬額と後見人等による業務状況(財産管理および身上監護)との間の関係について、相関分析を行った結果を示している。また図16-18～図16-21は、後見報酬額と後見人等による業務状況との関係を、それぞれ散布図で表したものである。

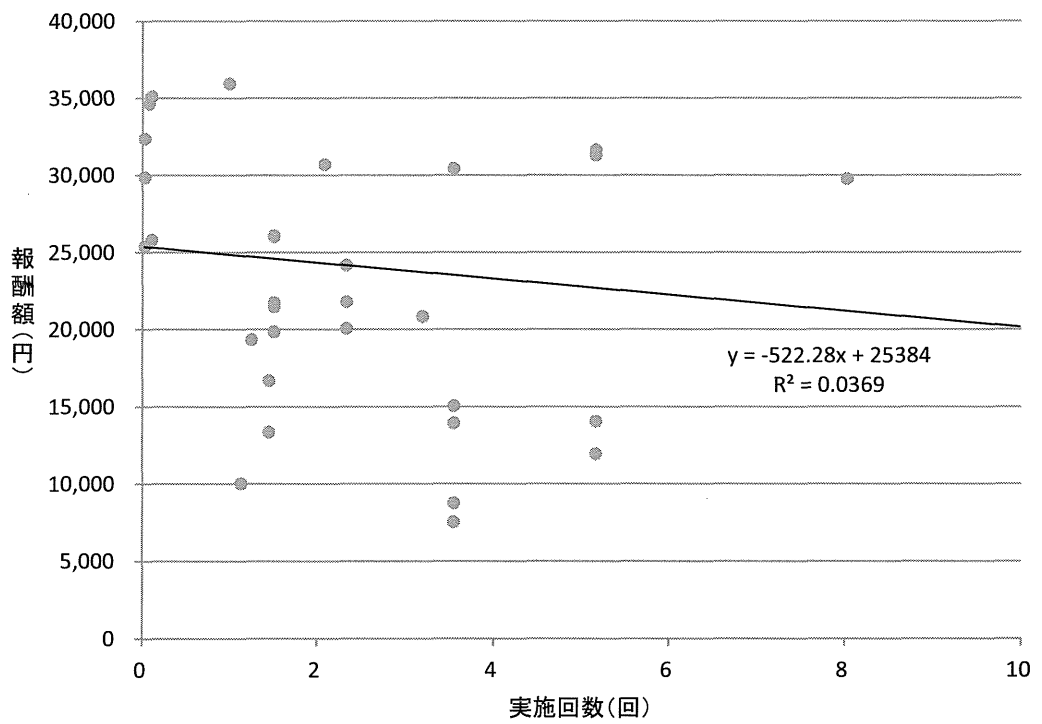
[図16-18] 財産管理の実施回数と報酬額の関係



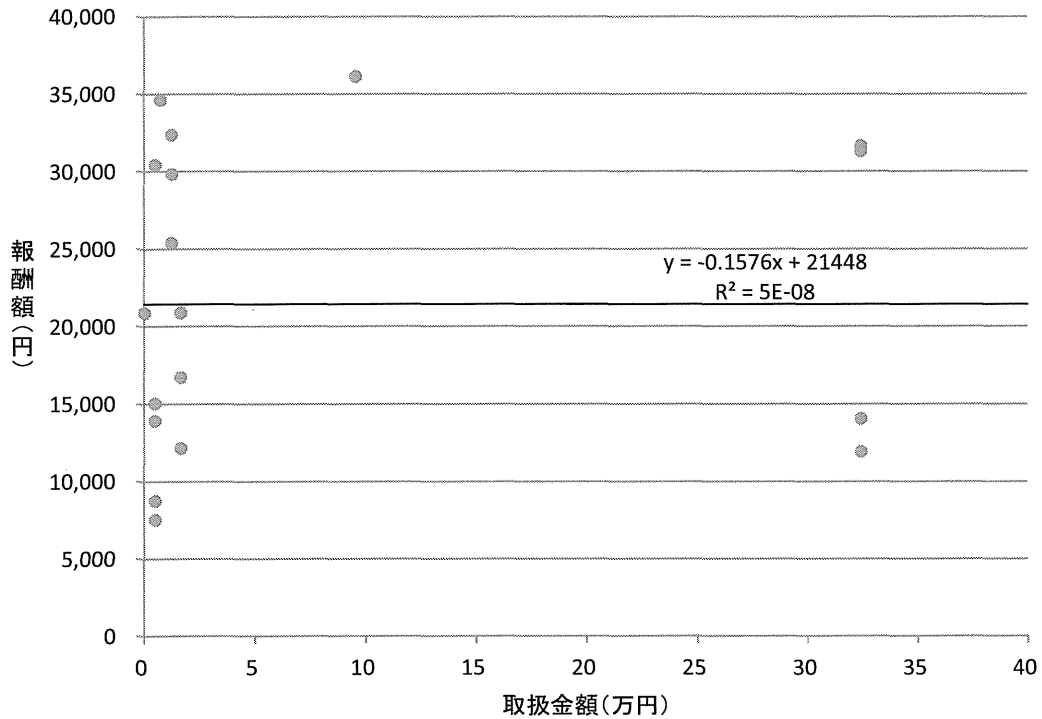
[図16-19] 財産管理の取扱金額と報酬額の関係



[図16-20] 身上監護の実施回数と報酬額の関係



[図16-21] 身上監護の取扱金額と報酬額の関係



これらの分析結果をまとめると、次のようになる。

後見報酬額と、後見人等による業務状況（財産管理と身上監護の双方）との間に、正の相関関係は成立していない。むしろ逆に、財産管理の実施回数と報酬額との関係については、負の相関関係（財産管理業務を行うほど報酬額が低くなる関係）が成立している。

このように、現行の報酬決定システムにおいては、後見人によって行われる業務の状況（業務量）はほとんど考慮に入れられていないことが明らかになった。しかし、本当に後見人の業務のあり方は、報酬に一切反映されていないのであろうか。後見業務全般と報酬額との間に相関はなくとも、ある特定の業務との間に相関が成立している可能性はあるかも知れない。

以下では、この点についてもう少し詳しく検討するために、さまざまな後見業務の中でも、特に身上監護活動と特別な業務とに注目して、報酬額との関係について分析を行いたい。

16.5.2. 身上監護活動と報酬額の関係

ここでは前項を受けて、後見業務と報酬との関係をさらに詳しく調べるために、身上監護活動と後見報酬額との間の関係について分析を行う。

まずは、後見人等による本人との面会状況と後見報酬額との間の関係について検討する。

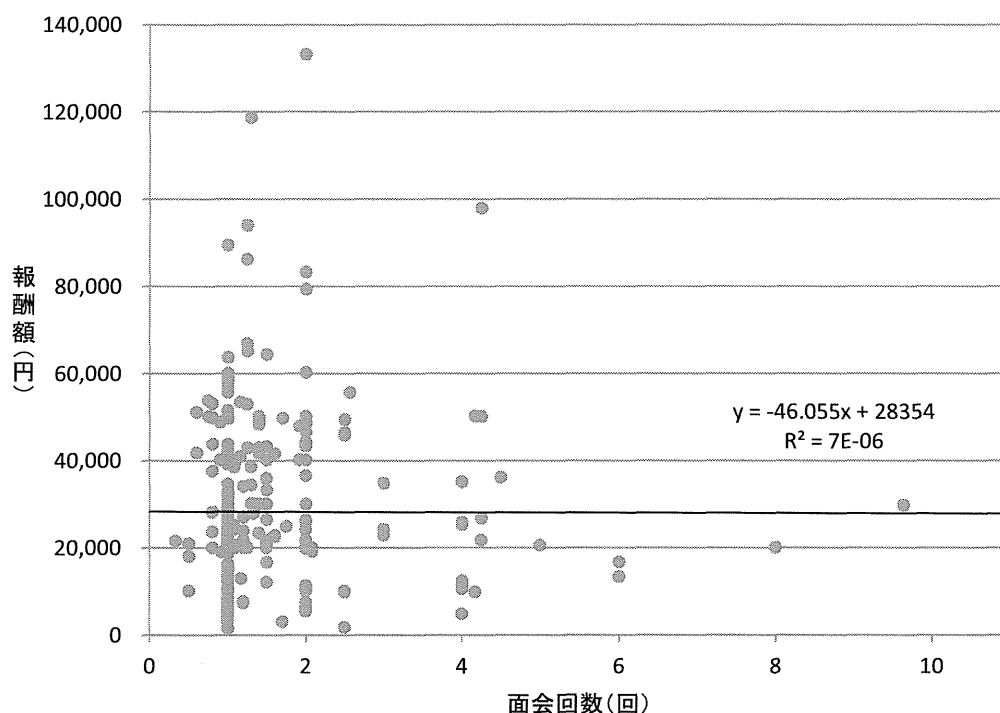
表 16-8 は、本人との面会状況（1ヵ月あたりの面会回数、面会 1 回あたりの面会時間、1ヵ月あたりの面会時間）と、後見報酬との間の関係について、相関分析を行った結果を示している。また図 16-22 は、本人との面会回数（1ヵ月あたり）と後見報酬との間の関係について散布図で表したものである。

[表16-8] 相関分析(後見報酬と本人との面会状況との間の関係)

	報酬額との相関係数	n
面会回数 (1ヵ月あたり)	-.003	289
面会時間 (1回あたり)	.073	278
面会時間 (1ヵ月あたり)	.013	281

そしてこれらの分析の結果、本人との面会状況と後見報酬との間には、何ら統計的に有意な相関関係は見出されなかった。

[図16-22] 面会回数(1ヶ月あたり)と報酬額の関係



さらにこの結果を補強するために、後見人等によってなされた身上監護業務(事実行為)の実施状況と報酬額との間の関係について分析を行う。

[表16-9] 相関分析(後見報酬と身上監護[事実行為]との間の関係)

	身上監護との相関係数	n
本人の介護	-.203	42
本人の家事支援	-.058	42
通院等の付き添い	-.010	364
医療支援	.045	50

ここでは身上監護活動全般の中でも、特に次の4つの活動を取り上げてみたい。その活動とは、「本人の介護」(本人の食事・入浴等の介助など)・「本人の家事支援」(買い物や調理等の支援)、「通院等の付き添い」(通院等の外出の付き添い)、「医療支援」(本人の服薬管理や喀痰吸引などの医療に関する支援)である。これらは、特に法的に後見人等に義務づけられている業務ではないが、

その実施によって本人の生活の質を大きく向上させることが期待される活動であり、また後見人の身上監護活動の熱心さを測る指標とみなすこともできる。

そして、これらの身上監護活動の実施状況と報酬額との間の関係を明らかにするために、それぞれ

の関係について相関分析を行った（表 16-9）。だがその結果、これらの関係のいずれにおいても統計的に有意な相関関係は見出されなかった。

以上のことから、身上監護活動と報酬額との間の無相関性が明らかになった。すなわち、本人の身上監護活動をどれだけ熱心に行おうが（本人とどれだけ頻繁に会おうが、どれだけ長時間本人と接しようが、介護・介助・家事支援などをどれだけきめ細やかに行おうが）、後見報酬額にはほとんど全く反映されない、ということである。

16.5.3. 特別な業務と報酬額との関係

次に、後見人等によって行われる業務のうち、「特別な業務」（不動産売却、遺産分割協議、保険金の請求・受領、訴訟・調停・示談などの業務）に注目し、この特別な業務と後見報酬額との関係について検討する。

この点につき、特別な業務が実施されることによって本人が得られた経済的利益の金額と、後見報酬額との関係を散布図にして表してみる（図 16-23）。そうすると、特別な業務による経済的利益

が増加するほど後見報酬額も増えるという関係が、両者の間に成立していることが見て取れる。

さらにこのことをより客観的に証明するために、両変数間の関係について回帰分析を行ったところ、両者の間に統計的に有意な正の相関関係（危険率 1%）が成立していることが明らかになった（表 16-10）。

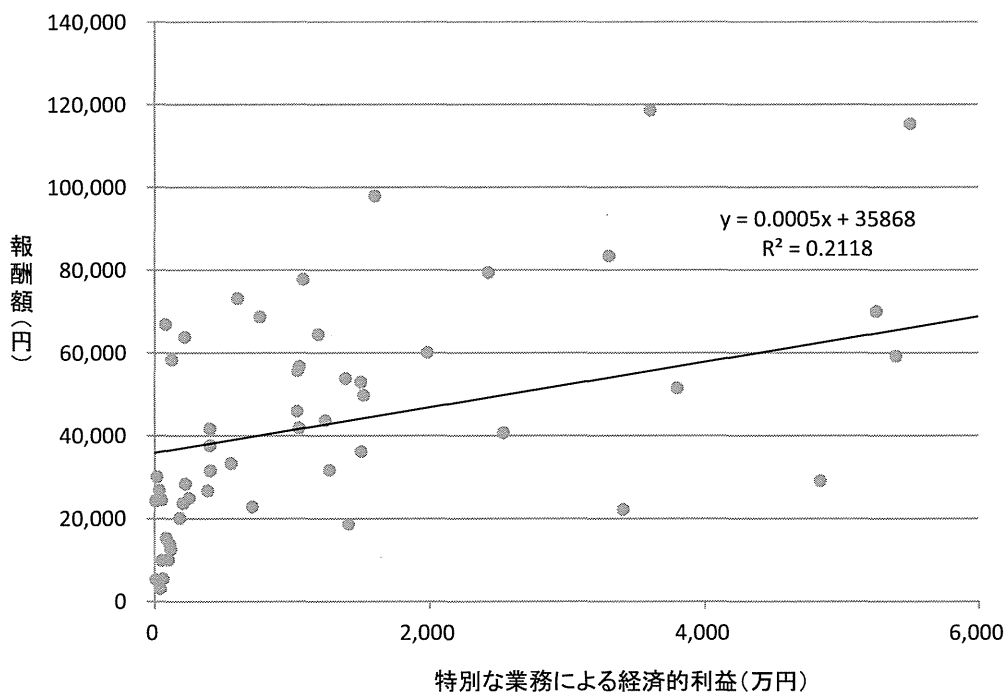
[表 16-10] 回帰分析(後見報酬額(被説明変数)と特別な業務による経済的利益との関係)

	調整済み R ²	n
回帰	.197**	55

	標準回帰係数	有意確率
特別な業務による経済的利益	.460**	.000

** p < .01

[図 16-23] 特別な業務による経済的利益と報酬額との関係



以上の分析結果を簡潔にまとめると次のようになる。

すなわち、現行の報酬決定システムにおいては、後見人の業務全般について（財産管理も身上監護も）その業務の状況はほとんど全くといっていいほど反映されていないが、そのうちの特別な業務についてだけは報酬額に反映されている、ということである。ただしここで報酬に反映されているのは、後見人による業務そのものというよりも、その業務を通じて生じた経済的利益の金額（本人の金融資産がいくら増加したか）である。このことから、裁判所は、後見人によって実施された業務自体よりも、むしろ（その業務の結果として）本人の金融資産がどのように変化したのか（金融資産は増えたのか？）という点に注目する傾向にあると推察される。

16.6. 本人の財産と報酬の関係に関する分析

ここまでの分析によって、特別な業務以外の後見業務、ならびにその業務に対する評価は後見報酬にはほとんど反映されておらず、また裁判所は、これら後見業務やそれに対する評価よりも、むしろ本人の管理対象財産（なかでも特に金融資産）に注目する傾向にあることが明らかにされた。

これを受けてここでは、本人の保有財産（特に金融資産）と後見報酬との関係に関する分析（分析5）を行いたい。

まずは分析の前提として、本人の財産の構成要素、すなわち本人の資産（金融資産・不動産・総資産）と収支（収入・支出・収支）の間の相互関係について検討しておきたい。

表 16-11 は、資産と収支の諸要素の間の相関係数を表したものである。

[表16-11] 相関分析(資産と収支の構成要素間の相関関係)

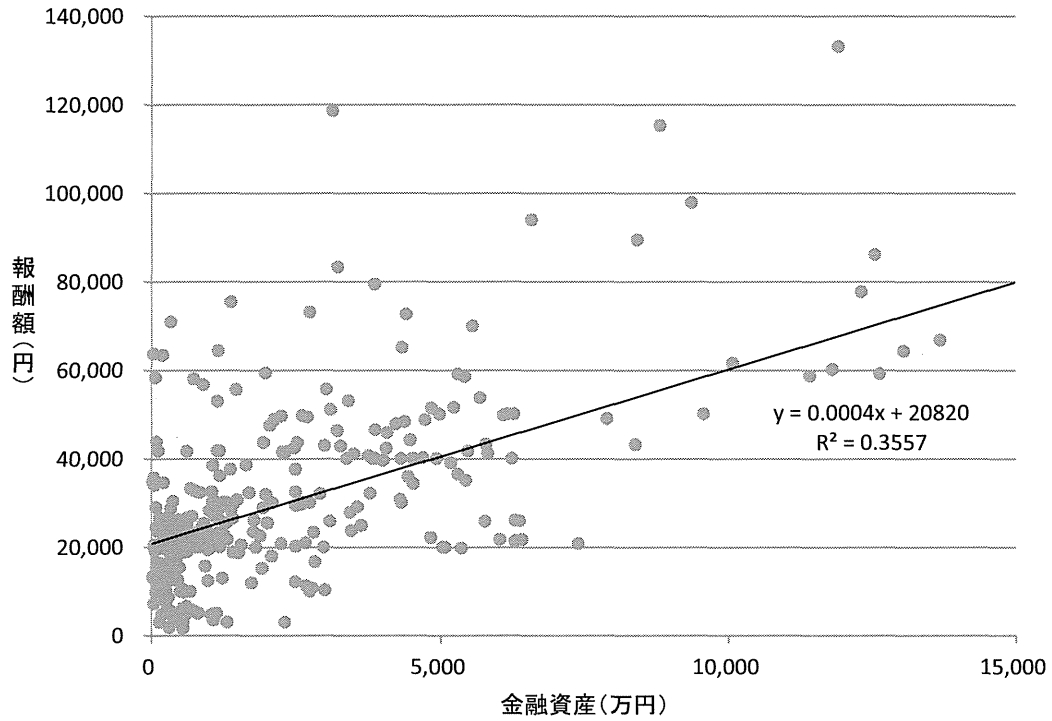
	金融資産	不動産	総資産	収入	支出	収支
金融資産	1					
不動産	.167**	1				
総資産	.875**	.610**	1			
収入	.313**	.193**	.338**	1		
支出	.368**	.293**	.430**	.355**	1	
収支	.191**	.091*	.193**	.931**	-.012	1

* p < .05, ** p < .01

これをみると資産と収支を構成する諸要素は、相互に非常に密接な関係にあることが分かる（ほとんどの要素が統計的に有意な相関関係にある）。なかでも注目すべきは金融資産と総資産の間の強い相関関係（相関係数 = .875）であり、総資産の金額は金融資産の大きさによって強く規定されるという関係が成立している。

これを踏まえて、次に、資産、収支の各構成要素と報酬額との関係について分析を行う。図 16-24 ~ 図 16-27 は、本人の保有資産（金融資産、不動産、総資産）および収支と、後見報酬額との関係について、それぞれ散布図で表したものである。

[図16-24] 金融資産額と報酬額の関係



[図16-25] 不動産額と報酬額の関係

